

○富山市まちなか賑わい広場等条例施行規則

平成19年3月26日

富山市規則第32号

改正 平成21年10月22日富山市規則第68号

平成25年 3月29日富山市規則第48号

平成26年 3月31日富山市規則第38号

平成27年 9月 4日富山市規則第86号

平成28年 6月29日富山市規則第85号

令和元年 9月26日富山市規則第27号

令和2年 3月31日富山市規則第20号

令和2年 9月 2日富山市規則第87号

令和7年12月24日富山市規則第75号

(趣旨)

第1条 この規則は、富山市まちなか賑わい広場等条例（平成19年富山市条例第26号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用承認の申請)

第2条 条例第3条第1項及び第5条第1項の規定により富山市まちなか賑わい広場等（以下「広場」という。）の使用の承認を受けようとする者は、富山市まちなか賑わい広場等使用承認申請書（様式第1号）を指定管理者（富山市総曲輪西広場にあつては、市長。次項ただし書、次条から第5条まで、第7条第3項、第8条第2項及び第10条において同じ。）に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、条例第3条第1項の承認に係る申請にあつては使用日（使用しようとする日が引き続き2日以上であるときは、その初日）前1月から1週間までの間に、第5条第1項の承認に係る申請にあつては使用日前12月から1月までの間に提出しなければならない。

ただし、指定管理者が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

（使用の承認）

第3条 指定管理者は、広場の使用を承認したときは、富山市まちなか賑わい広場等使用承認書（様式第2号）を交付するものとする。

（使用承認事項の変更）

第4条 広場の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が使用承認事項の変更をしようとするときは、速やかに前条の承認書を添えて指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

（使用の承認の取消し）

第5条 条例第7条の規定により広場の使用の承認を取り消したときは、指定管理者は、その旨を書面で使用者に通知するものとする。

（附属設備の利用料金等）

第6条 条例別表第1第1の規則で定める額は、別表第1のとおりとする。

2 条例別表第2の規則で定める額は、別表第2のとおりとする。

（利用料金等の減免）

第7条 条例第9条第1項（同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を除く。）の規定による利用料金を減免する場合及び額は、次に定めるところによる。

(1) 市が主催する事業に使用するとき。 50パーセント相当額（可動式映像表示装置を使用する場合にあっては、富山市まちなか賑わい広場の使用に係る利用料金の額から可動式映像表示装置の使用に係る利用料金の額を減じて得た額の50パーセント相当額）

(2) 市が共催する事業に使用するとき。 30パーセント相当額（可動式映像表示装置を使用する場合にあっては、富山市まちなか賑わい広場の使用に係る利用料金の額から可動式映像表示装置の使用に係る利用料金の額を減じて得た額の30パーセント相当額）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。 別に定める額

2 条例第9条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定による使用料の減免の額は、次に定めるところによる。

(1) 市が主催する事業に使用するとき。 全額

(2) 市が共催する事業に使用するとき。 50パーセント相当額

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。 別に定める額

3 利用料金又は使用料（以下「利用料金等」という。）の減免を受けようとする者は、あらかじめ、富山市まちなか賑わい広場等利用料金等減免申請書（様式第3号）を指定管理者に提出しなければならない。
（利用料金等の還付）

第8条 条例第10条ただし書の規定による利用料金等の還付の額は、次に定めるところによる。

(1) 条例第10条第1号に該当するとき。 全額

(2) 条例第10条第2号に該当するとき。次に定める額

ア 使用期日の3月前（条例第3条第1項各号に掲げる行為による使用にあっては7日前）までに使用の取消しを申し出たときにあっては、50パーセント相当額

イ 使用期日の3月前の翌日から7日前までに使用（条例第3条第1項各号に掲げる行為による使用を除く。）の取消しを申し出たときにあっては、30パーセント相当額

(3) 条例第10条第3号に該当するとき。 別に定める額

2 利用料金等の還付を受けようとする者は、富山市まちなか賑わい広場等利用料金等還付申請書（様式第4号）に利用料金等領収書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

（端数計算）

第 9 条 第 7 条第 1 項及び第 2 項並びに前条第 1 項の規定による利用料金等の減免及び還付の額に 5 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5 円以上 1 0 円未満の端数があるときは、これを 1 0 円に切り上げるものとする。

(損傷又は滅失の届出)

第 1 0 条 広場又は附属設備等を損傷し、又は滅失した者は、直ちにその旨を指定管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

(細則)

第 1 1 条 この規則に定めるもののほか、広場の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 1 年 1 0 月 2 2 日富山市規則第 6 8 号)

この規則は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 5 年 3 月 2 9 日富山市規則第 4 8 号)

この規則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、様式第 1 号の改正規定 (「あて先」を「宛先」に改める部分に限る。) 並びに様式第 3 号及び様式第 4 号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 2 6 年 3 月 3 1 日富山市規則第 3 8 号)

この規則は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 7 年 9 月 4 日富山市規則第 8 6 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 2 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の富山市まちなか賑わい広場条例施行規則第 8 条第 1 項第 2 号の規定は、この規則の施行の日 (以下「施行日」という。) 以後に申請された平成 2 8 年 4 月 1 日以後の使用に係る利用料金の還付について適用し、施行日前に申請された使用に係る利用料金及び施行日以

後に申請された平成28年3月31日までの使用に係る利用料金の還付については、なお従前の例による。

附 則（平成28年6月29日富山市規則第85号）

この規則は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（令和元年9月26日富山市規則第27号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日富山市規則第20号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年9月2日富山市規則第87号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年9月24日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日の前日までに富山市まちなか賑わい広場の使用（大型映像・音響装置を使用するものに限る。）の承認の申請（使用承認事項の変更の承認の申請を含む。）がされている場合における当該大型映像・音響装置の使用に係る利用料金の額については、なお従前の例による。

附 則（令和7年12月24日富山市規則第75号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（富山市まちなか賑わい広場等条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

- 6 第5条の規定による改正後の富山市まちなか賑わい広場等条例施行規則第7条第1項第2号及び同条第2項の規定は、施行日以後に申請のあった利用料金又は使用料の減免について適用し、施行日前に申請のあった利用料金又は使用料の減免については、なお従前の例による。

別表第 1（第 6 条関係）

種別	単位	利用料金
大型映像・音響装置	1 式	1 時間につき 1，9 2 0 円
可動式映像表示装置	1 式	1 日につき 2 5，1 4 0 円（2 段積み で使用する場合には、9 7，3 0 0 円）

別表第 2（第 6 条関係）

種別	単位	金額
ステージ	1 式	4 時間につき 1，3 0 0 円

様式第1号(第2条関係)

富山市まちなか賑わい広場等使用承認申請書

(宛先)

年 月 日

申請者	氏名(団体の名称及び代表者の氏名)			
	住所(所在地)			
	取扱責任者氏名		電話番号	

次のとおり富山市まちなか賑わい広場等を使用したいので申請します。

広場名称					
行事名称					
使用日時	年 月 日()		時から 時まで		
	年 月 日()		時から 時まで		
使用区分	☐ 行為使用(条例第3条第1項の規定によるもの) ☐ 専用使用(条例第5条第1項の規定によるもの)				
使用内容					
附属設備等	大型映像・音響装置	☐ 使用する(時間) ☐ 使用しない	その他施設	☐ 使用する(昇降式舞台・水道・電気・排水・その他()) ☐ 使用しない	
	可動式映像表示装置	☐ 使用する(2段積みでの使用有・無) ☐ 使用しない	ステージ	☐ 使用する ☐ 使用しない	
	備品	品名	数量	品名	数量
販売行為	☐ 有 ・ ☐ 無		飲食行為	☐ 有 ・ ☐ 無	
使用区分が専用使用の場合における条例第3条第1項第1号、第2号又は第4号に掲げる行為をする者の数					
利用料金又は使用料				備考欄	
附属設備使用	円				
小計	円				
減免額	円(%)				
総計	円				

備考

- 1 行事の企画書等使用内容の詳細がわかる書類を添付してください。
- 2 特別の設備を施す場合は、設計図面等を添付してください。
- 3 搬入、搬出等の作業を行う時間帯を備考欄に記入してください。

様式第2号(第3条関係)

富山市まちなか賑わい広場等使用承認書

年 月 日

申請者	氏名(団体の名称及び代表者の氏名)			
	住所(所在地)			
	取扱責任者氏名		電話番号	

次のとおり富山市まちなか賑わい広場等の使用を承認します。

広場名称						
行事名称						
使用日時	年 月 日()		時から		時まで	
	年 月 日()		時から		時まで	
使用区分	☐ 行為使用(条例第3条第1項の規定によるもの) ☐ 専用使用(条例第5条第1項の規定によるもの)					
使用内容						
附属設備等	大型映像・音響装置	☐ 使用する(時間) ☐ 使用しない	その他施設	☐ 使用する(昇降式舞台・水道・電気・排水・その他()) ☐ 使用しない		
	可動式映像表示装置	☐ 使用する(2段積みでの使用有・無) ☐ 使用しない	ステージ	☐ 使用する ☐ 使用しない		
	備品	品名	数量	品名	数量	
販売行為	☐ 有 ・ ☐ 無		飲食行為	☐ 有 ・ ☐ 無		
使用区分が専用使用の場合における条例第3条第1項第1号、第2号又は第4号に掲げる行為をする者の数						
利用料金又は使用料				備考欄		
附属設備使用	円					
小計	円					
減免額	円(%)					
総計	円					

備考 使用当日に、この承認書を必ず持参してください。

様式第3号(第7条関係)

富山市まちなか賑わい広場等利用料金等減免申請書

(宛先)

年 月 日

申請者	氏名(団体の名称及び代表者の氏名)			
	住所(所在地)			
	取扱責任者氏名		電話番号	

次のとおり利用料金等の減免を受けたいので申請します。

広場名称					
行事名称					
使用日時	年	月	日()	時から	時まで
	年	月	日()	時から	時まで
減免の理由					
※ 減免額					

備考

- 1 減免の理由を証する書類を添えてください。
- 2 ※印欄は、記入しないでください。

様式第4号(第8条関係)

富山市まちなか賑わい広場等利用料金等還付申請書

(宛先)

年 月 日

申 請 者	氏名(団体の名称及び代表者の氏名)			
	住 所 (所 在 地)			
	取 扱 責 任 者 氏 名		電 話 番 号	

次のとおり利用料金等の全部・一部の還付を受けたいので申請します。

広場名称					
行事名称					
使用日時	年	月	日 ()	時から	時まで
	年	月	日 ()	時から	時まで
還付の理由					
※ 還付額					

備考

- 1 利用料金等領収書を添えてください。
- 2 ※印欄は、記入しないでください。

様式第 1 号（第 2 条関係）

様式第 2 号（第 3 条関係）

様式第 3 号（第 7 条関係）

様式第 4 号（第 8 条関係）